

議 案 第 77 号

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月4日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

国民健康保険法等の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

摂津市国民健康保険条例（昭和44年摂津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「並びに第20条の3第1項」を「、第20条の3第1項」に改め、「第2項」の次に「並びに第20条の4第1項及び第2項」を加え、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第14条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の5中「第20条第1項において」を「以下」に改める。

第15条の5の2中「並びに第20条の3第3項」を「、第20条の3第3項」に改め、「第2項」の次に「並びに第20条の4第4項において読み替えて準用する同条第1項及び第2項」を加え、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第15条の6中「同条第1項」の次に「並びに第20条の4第5項において読み替えて準用する同条第1項及び第2項」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第18条第1項中「又は第20条第1項各号」を「、第20条第1項各号（同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項において読み替えて準用する同条第1項各号に定める」を「、第20条の3第1項（同条第3項において読み替えて準用する場

合を含む。次項において同じ。)に規定する第15条第1項第2号若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第2項第1号(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する額、第20条の4第1項各号(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する額又は同条第2項各号(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する」に、「日又は」を「日若しくは」に改め、同条第2項中「又は第20条第1項各号」を「、第20条第1項各号」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項において読み替えて準用する同条第1項各号に定める」を「、第20条の3第1項に規定する第15条第1項第2号若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第2項第1号に規定する額、第20条の4第1項各号に規定する額又は同条第2項各号に規定する」に改める。

第20条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第20条の3第1項及び第2項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第20条の5第1項中「世帯主は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第2項を削り、同条を第20条の6とし、第20条の4を第20条の5とし、第20条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、次項に規定する場合を除き、第13条又は第15条の2の基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の2各号に掲げる場合には、出産の日。第20条の7第3号

- において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 当該年度において、第20条第1項の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第15条の2の基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 3 第15条第2項の規定は、第1項各号及び前項各号に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、前項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と読み替えるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「がある場合」とあるのは「(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあ

るのは「第15条の7」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第3項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

第20条の6の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第20条の7 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該届出により明らかにすべき事項を公簿等によって確認することができるときは、これを省略させることができる。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の摂津市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第20条の7の規定による届出は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 新条例第20条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。